

公 告

平成 28 年 7 月 22 日開催の本会総会において、本会規約の一部改正について議決を経たので、国民健康保険法施行令第 26 条において準用する同令第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

○富山県国民健康保険団体連合会規約の一部改正

<内容> 連合会が実施する新たな業務の追加等

平成 28 年 7 月 22 日

富山県国民健康保険団体連合会

理事長 森 雅 志